消費税のあらまし(簡易課税制度)

倉重税務会計事務所

三浦　伸子

2018年9月26日

1. 簡易課税制度とは

課税売上高から納付する消費税額を計算する制度。具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率をかけて計算した金額が仕入控除税額となる。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから消費税額を算出することができる。

1. 適用を受けるための条件
	1. その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること。
	2. 「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出していること。
2. 事業区分とみなし仕入率



1. 仕入控除税額の計算
	1. 1種類の事業のみを営む事業者

第一種事業から第六種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者は、課税期間の課税標準額に対する消費税額に、該当する事業のみなし仕入率をかけた金額が仕入控除税額となる。



* 1. 2種類以上の事業を営む事業者

第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次の通り。原則的な計算方法は、(イ)の通りだが、(ロ)又は(ハ)の適用が認められている。

* + 1. 原則的な計算方法
		第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は次の通り。
		
		2. 第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75％以上を占める場合
		
		3. 第一種事業から第六種事業までのうち、3種類以上の事業を営む事業者で、2種類の事業に係る課税売上高の合計が全体の課税売上高の75％以上を占める場合
		2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高は、そのみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高は、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率をその事業以外の課税売上高に適用することができる。
		
1. 事業の区分方法

2種類以上の事業を営む事業者が仕入控除税額を計算する場合は、課税売上高をそれぞれの事業ごとに区分する必要がある。具体的には、

* 1. 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
	2. 納品書、請求書、売上伝票又はレジペーパー等に、事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
	3. 事業場ごとに1種類の事業のみを行っている事業者が、その事業場ごとの課税売上高を基礎として事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
1. 課税売上高を事業の種類ごとに区分していない場合

事業区分のうち2種類以上の事業を営む事業者は、課税期間中に行った課税売上げを事業の種類ごとに区分することとされていますが、この区分を行っていない場合には、区分していない2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算する。

1. 届出等の手続き
	1. 簡易課税制度を適用しようとするとき

事業者が簡易課税制度の手強を受けるには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。
ただし、事業を開始した課税期間や簡易課税制度を適用している被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を相続、吸収合併または吸収分割により承継した課税期間である場合は、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが出来る。

* 1. 簡易課税制度の選択をやめようとするとき

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合は、課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。
ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後の課税期間でなければ「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできない。

1. 簡易課税制度の適用を受けるにあたっての注意
	1. 簡易課税制度の適用を選択している事業者は、簡易課税制度を適用しないで仕入控除税額を計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。
	2. 簡易課税制度の適用を選択している事業者が免税事象者となった場合でも、簡易課税制度選択届出書は効力を有している。したがって「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び課税事象者となったときには簡易課税制度を適用して申告を行うこととなる。
	3. 基準期間の課税売上高が5,000蔓延を超える事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用することが出来ない。したがって、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要なる。それらの帳簿及び請求書等は確定申告期限の翌日から9年間、納税地等に保管する必要がある。

出典：

国税庁HP

消費税のあらまし(国税庁発行)